

鳥取県・岡山県共同アンテナショップビジネスセンター利用要綱

第1章 施設設置内容及び利用対象者

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップビジネスセンター（以下「センター」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 首都圏における営業（販路拡大、受注開拓等）、情報収集等の活動を行う者に対して、首都圏進出のための足掛かりとして拠点となる施設を提供することにより、その活動を支援することを目的とする。

(設置場所)

第3条 センターは、東京都港区新橋一丁目11番7号新橋センタープレイスビル2階に設置する。

(利用対象施設・設備)

第4条 利用対象施設及び設備は次の表のとおりとする。

施設名	設備内容
レンタルブース(1区画3.3平方メートル×16ブース)	机、椅子、デスクサイドワゴン、電話回線、インターネット回線(光ケーブル)、専用ロッカー、照明器具(各1)等
ミーティングルーム(9.0平方メートル)	接客テーブル(1)、椅子(6)等
共用設備	複写機、給湯設備、冷蔵庫等

※各ブースで使用する電話、ファクシミリ等については、各利用者において通信事業者と契約の上、必要な設備を設置すること。

(利用形態)

第5条 センターを利用できる場合は、次の場合とする。

(1) レンタルブース

次の区分により、首都圏における営業、情報収集等の活動拠点として利用する場合。

ア 長期利用 1月を単位とし、1月以上継続して利用する場合

イ 短期利用 原則として1時間を単位とし、1月未満で利用する場合

(2) ミーティングルーム

商談、打合せ、応接等の場として利用する場合。

(利用対象者)

第6条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) レンタルブース(長期利用)

前条第1号アに定める長期利用（以下単に「長期利用」という。）ができる者は、長期利用を認めることが適当な者として鳥取県知事又は岡山県知事が認める者であつて、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会会長（以下「会長」という。）が長期利用を承認したもの（以下「長期利用者」という。）とする。

(2) レンタルブース(短期利用)及びミーティングルーム

ア レンタルブースの利用は長期利用を原則とする。ただし、レンタルブースに空きがある場合に限り、前条第1号イに規定する短期利用（以下単に「短期利用」という。）ができるものとする。

イ 短期利用の場合のレンタルブース利用者及びミーティングルーム利用者は、鳥取県内又は岡

山県内に事業所を有する企業、各種団体等とする。

- 2 長期利用は、複数の者が共同してすることができる。

(利用料金)

第7条 施設又は設備の利用料金及び実費負担する費用（以下「利用料金等」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、金額欄記載の金額は消費税及び地方消費税を含むものとする。

区 分	金 額
レンタルブース(長期利用)	1月につき 64,800円
レンタルブース(短期利用)	1時間につき 432円 1日につき 3,240円
共用設備のうち、複写機利用料金	実 費
ミーティングルーム	無 料

- 2 前項の利用料金が、センターの所在する物件に係る賃料の改定その他の諸事情により不相応となった場合には、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会（以下「協議会」という。）は利用料金の改定をすることができるものとする。

(利用料金等の支払期限)

第8条 利用料金等の支払期限は、次の表のとおりとし、協議会が発行する請求書により支払うものとする。

区 分	支払対象	支 払 期 限
レンタルブース（長期利用）の利用料金	1月,4月,7月,10月を始まりとする各四半期分	各四半期の最初の利用月の末日まで
上記以外の利用料金等	1月分又は1月未満の利用分	各利用月の翌々の末日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、長期利用者は、レンタルブース(長期利用)に係る第11条に規定する利用契約書に記載する利用期間の利用料金の全額を最初の利用月に一括して支払うことができる。

(利用時間等)

第9条 センターの開所日は、年末年始（12月31日から翌年1月3日までの期間をいう。）以外の日とする。

- 2 センターの利用時間は、原則として午前9時30分から午後6時15分までとする。
- 3 センターの冷暖房設備の運用については、前2項の開所日及び利用時間に準ずるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、長期利用者及び特に会長が承認した者は、第1項の開所日以外の日及び第2項の利用時間以外の時間においてもセンターを利用することができる。

第2章 長期ブースの利用

(長期ブース利用申請)

第10条 長期利用で利用するレンタルブース（以下この章において「長期ブース」という。）の利用を希望する者は、様式第1号による利用申請書を原則として利用開始日の60日前までに会長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、利用開始しようとする月の1年前の月から申請することができる。
- 3 利用申請書は、申請者の主たる事務所の所在する県を経由して提出するものとする。
- 4 第6条第2項の規定により複数の者が共同して長期ブースを利用しようとするときは、当該複数の者の全てが個々に利用申請書を提出しなければならない。

(長期ブース利用承認及び利用契約締結)

- 第11条 鳥取県知事又は岡山県知事は、前条第1項の規定により提出された申請内容を審査し、長期ブースの利用の承認の可否を決定する。
- 2 鳥取県知事又は岡山県知事は、申請を受け付けた日から30日以内に承認又は不承認について会長に文書で内申する。
 - 3 会長は、前項の内申を受けたときは直ちに承認又は不承認を決定し、申請者に文書で通知する。
 - 4 前項の規定により承認の通知を受けた申請者は、速やかに様式第2号による利用契約を締結するものとする。

(長期ブースの利用期間)

- 第12条 長期ブースの承認期間は、利用開始の日から当該利用開始の日の属する年度の末日までとする。ただし、当該期間の満了の日の翌日から1年を超えない範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の期間の延長は、利用開始の日から36か月間を限度として行う。ただし、過去に長期利用したことがある者については、通算して36か月を限度とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、レンタルブースに空きがある場合には、36か月を超えて利用することができるものとする。
 - 4 前項の場合において、新たに長期ブースの利用を希望する者に対して、利用可能なレンタルブースが無い場合は、会長は内申をした知事に協議した上で、前項の規定により36か月を超えて利用している者に対して退去の申入れをするものとする。なお、36か月を超えて利用している者が複数いる場合は、利用期間が最も長い者(利用開始日が同一の者が複数ある場合は、くじ引きによって決定する。)に退去の申入れを行うものとする。
 - 5 退去の申入れを受けた者は、原則として申入れの日から30日以内に長期利用を終了し、退去しなければならない。ただし、やむを得ない事由により会長が必要と認める場合には、この期間を猶予することができる。
 - 6 前2項の規定による退去において、退去費用及びそれに付帯する経費は退去の申入れを受けた者が負担するものとする。

(長期ブースの利用承認の延長手続)

- 第13条 前条第1項又は第3項の規定による承認期間の延長を希望する場合は、様式第3号による利用延長申請書を承認満了日の30日前までに会長に提出しなければならない。
- 2 前項の利用延長申請の承認手続については、第10条第3項及び第11条第1項から第3項の規定を準用する。
 - 3 前項の承認に伴う契約については、第11条第4項の規定を準用する。

(利用承認の取消し等)

- 第14条 会長は、長期利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、内申をした知事に協議した上で、利用承認を取り消し、利用契約の解除を行うことができる。
- (1) この要綱及び利用契約、関係する法令、規程等に違反したとき。
 - (2) 利用承認を受けた利用目的以外の目的で利用し、又はそのおそれのあるとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により利用承認を受けたとき。
- 2 センターの縮小又は廃止などにより、利用契約が解除される場合は、会長は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。
 - 3 前2項に定める場合のほか、センターが所在する物件に係る定期建物賃貸借契約が解除になった場合には、会長は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。この場合において、利用者は会長が指定する日までに退去しなければならない。

(利用中止の届出)

- 第15条 長期利用者は、利用者側の事由により期間の満了前に利用を中止する場合は、中止しようとする月の前々月末日までに様式第4号の利用中止事前届出書により申し出るものとする。
- 2 前項による届出を行った場合、長期利用者が既に納付した利用料金のうち、未利用日に係る利用料金については、退去日の確定後に返還するものとし、返還額は、未利用日のうち、月単位の利用料金については第7条に定める利用料金全額とし、1月未満の利用料金については、日割計算により算出した額(1円未満の端数は切捨)とする。

第3章 短期ブース及びミーティングルームの利用

(会員登録)

- 第16条 短期利用で利用するレンタルブース（以下この章において「短期ブース」という。）及びミーティングルームの利用を希望する者は、様式第5号の短期利用会員登録申請書により予め会員登録を行うものとする。ただし、長期利用者がミーティングルームの利用を希望する場合は、会員登録を行う必要はない。
- 2 会長は、前項の規定により提出された申請内容を審査し、次のいずれかに該当する場合を除き、登録の可否の決定を行うものとする。
- (1) 第6条第2号の要件を満たしていない場合
- (2) 利用を承認することにより、センターの適正な運営ができないと認められる場合
- 3 前項の決定を行うに当たっては、会長は、鳥取県知事又は岡山県知事に意見を求めることができる。
- 4 会員登録の費用は無料とし、登録有効期間は3年とする。ただし、申請内容に変更が生じた場合には、会員登録を行った者は、必要に応じて登録事項の修正の届出を行うものとする。

(利用申込)

- 第17条 短期ブース及びミーティングルームを利用しようとする者は、前条の規定による登録をした後、利用希望日の当日までに様式第6号の利用申込書（短期ブース）又は様式第7号のミーティングルーム利用申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 長期利用者がミーティングルームの利用を希望する場合は、利用希望日の当日までに様式第7号のミーティングルーム利用申込書を会長に提出しなければならない。
- 3 前項の申込みは、利用希望日の属する月の6月前の月の初日から受け付けるものとし、利用希望日が重複する場合は、受付日の早いものを優先して利用の可否を決定する。
- 4 ミーティングルームの利用については、1月当たり5日を超えない範囲で申し込むことができるものとする。ただし、利用希望日の7日前（当該日がセンターの閉所日に当たる場合は直前の開所日とする。）において、なお予約状況に空きがある場合には、5日を超えて利用申込みができるものとする。

(利用の可否の通知)

- 第18条 会長は、前条の規定による利用申込みに対する受付の可否を利用を申し込んだ者に対し、通知する。

(利用予定の変更等)

- 第19条 利用者は、利用者側の事由により利用の予定を変更又は中止する場合は、速やかにその旨を連絡しなければならない。

(利用者の心得)

- 第20条 利用者は、短期ブース及びミーティングルームの利用に当たっては、この要綱及び会長又は会長が指名する者の指示等に従い、他の利用者の迷惑になることのないよう最善の配慮をしなければならない。
- 2 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 本来の利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用終了時には、原状回復すること。

(利用停止の指示)

- 第21条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用承認又は会員登録を取り消し、利用を停止することができる。
- (1) 前条第2項各号のいずれかに違反していると認められたとき
- (2) 利用申込書の内容が事実と相違していることが判明したとき
- 2 前項の規定による利用承認又は会員登録の取消しによる利用者の損害について、利用者の負担とし、鳥取県及び岡山県はこれを負わないものとする。

第4章 共通事項

(指示)

第22条 会長は、センターの適正な運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は指示をすることができる。

(賠償責任)

第23条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンターの建物、設備、備品及び什器等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第24条 他の規則又はこの要綱に定めるもののほか、センターの利用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日前に、鳥取県東京ビジネスオフィス利用要綱（平成21年8月18日鳥取県商工労働部長通知）により、長期ブースの利用の承認又は短期ブース及び商談室の利用の登録を受けた者及び鳥取県技術人材バンクについては、この要綱による長期ブースの利用の承認又は短期ブース及びミーティングルームの利用の登録を受けた者とみなす。

2 前項の場合において、鳥取県東京ビジネスオフィス利用要綱に基づき、長期ブースを利用し、又は短期ブース及び商談室の利用の登録を受けた期間については、この要綱に基づく長期ブースの利用又は短期ブース及びミーティングルームの利用の登録の期間に通算するものとする。

3 岡山県知事の内申に係る長期ブースの利用については、平成26年10月1日からとする。

4 岡山県内に本店又は主たる事務所を置く企業等で、平成26年10月1日から長期ブースの利用を希望する者は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成26年8月20日までに同項の利用申請書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。